

1 総則

北信越大学サッカー連盟規約第29条に基づき、北信越大学サッカーリーグ（以下リーグという）を開催し運営するために実施委員会を設け、リーグ運営要綱を定める。

2 目的

このリーグは、北信越地域の大学が北信越地域の覇者たることと、全日本大学サッカー選手権大会に北信越代表として出場する栄誉を競うとともに、競技を通じ体力と人格の向上を期し、併せてサッカー競技の普及発展に寄与することを目的とする。

3 主催

このリーグは、北信越サッカー協会並びに北信越大学サッカー連盟が主催する。

4 後援

後援は、大会ごとに募るものとする。

5 主管

リーグの各試合は、試合地の各県サッカー協会並びに各県大学サッカー連盟が主管する。

6 役員

本リーグには、次の役員を置く。

(1) リーグ役員

- 1 会長 (北信越サッカー協会 会長)
- 2 副会長 (同 副会長)
- 3 委員長 (北信越大学サッカー連盟 会長)
- 4 委員 (北信越サッカー協会 理事)
- 5 参与 (北信越大学サッカー連盟 参与)

(2) 競技役員

- 1 実施委員長 (北信越大学サッカー連盟 運営委員長)
- 2 実施委員 (同 運営委員)
- 3 事務局長 (同 運営委員より1名)
- 4 幹事長 (同 学生幹事より1名)
- 5 幹事 (同 学生幹事)
- 6 審判長 (北信越サッカー協会 審判委員長)
- 7 副審判長 (各県サッカー協会 審判委員長)
- 8 審判員 (各県サッカー協会 審判委員会推薦審判員)
- 9 規律・フェアプレー委員長 (北信越大学サッカー連盟 運営委員長)
- 10 規律・フェアプレー委員 (北信越大学サッカー連盟 推薦委員)

7 事務局

リーグの事務局（以下事務局という）は、事務局長の定める所に置く。

8 リーグ数

参加チームが8チーム以上の場合、リーグを1部と2部に分け実施する。

9 参加資格

参加資格については、別に定める当該年度のリーグ実施要項に定めるものとする。

10 試合の方法等

試合の方法等については、別に定めるリーグ実施要項に定めるものとする。

なお、原則として、1部は2回戦総当たり、2部は1回戦総当たりとする。2部はホームの試合とアウェイの試合を半数とする。詳細については、別に定める当該年度のリーグ実施要項に定めるものとする。

## 1 2 会場

- (1) 会場は、主管県大学サッカー連盟が当該主管協会の許可を得て、原則として公営グラウンドもしくは一定の規格を満たす大学のグラウンドを確保し、参加申込の際事務局へ報告する。
- (2) 会場の準備は、原則、主管県大学サッカー連盟が責任をもって行う。
- (3) 会場は、原則、天然芝とするが、条件を満たす人工芝グラウンドも可とする。

## 1 3 審判

- (1) 審判員は、原則、主管県大学サッカー連盟が当該主管協会審判委員会へ派遣を依頼する。ただし、2部のリーグ戦の副審は、原則、登録された1部チームの帯同審判員が行うものとする。
- (2) 審判員の資格は、原則、主審及び第四の審判は2級以上、副審3級以上とする。  
なお、2級昇進受験等で3級審判が主審をすることは可能であるが、主管校は当該チームにその旨を試合開始前に連絡しなければならない。
- (3) 審判に対する謝金等の基準については、別表1の通りとする。

## 1 4 マッチコミッショナー

- (1) マッチコミッショナーは、原則、主管県大学サッカー連盟が当該主管協会へ派遣を依頼する。
- (2) マッチコミッショナーは、原則、マッチコミッショナー有資格者、学連役員、もしくは2級審判以上の者が務めるものとする。なお、参加チームは、マッチコミッショナー有資格者1名をチーム役員に加えるよう努めなければならない。
- (3) マッチコミッショナーは、当該試合の実施・運営等の責任を負うものとする。
- (4) マッチコミッショナーに対する謝金等については、別表1の通りとする。

## 1 5 試合結果の報告

- (1) 主管県大学サッカー連盟は、公式記録用紙（B4あるいはA3判）に記録をとり、試合終了後、事務局が定める方法で事務局へ迅速に送付しなければならない。
- (2) 事務局は、毎試合結果をとりまとめ、ホームページ等での公開に努めなければならない。
- (3) 事務局は、全日程終了後、速やかにリーグ成績表を作成・公開し、北信越サッカー協会に結果を送付しなければならない。

## 1 6 自然災害等発生時の対応

自然災害等、試合の実施・継続が困難な状況が発生した場合、別に定める申し合わせに基づき対応する。その結果、試合が延期、または中止されることがある。

## 1 7 棄権等の対応

大会参加の意志表示をした後の棄権は、原則、認めない。宿泊・交通機関が原因でやむをえず参加不可能となった場合は、直ちに相手チーム・主管サッカー協会及び事務局など関係者に連絡し、その後、リーグ事務局へ理由書と原因となった機関が発行した証明書等の資料を提出すること。提出された資料に基づいて運営委員会で審議のうえ、事務局より、その後の対応を当該チーム等に通達する。

## 1 8 参加申し込み及び出場登録選手の変更

(1) エントリーできる選手数の上限は、別に定めるリーグ要項によるものとする。参加を希望するチームは定められた期限までに、リーグ事務局が定める様式で提出するものとする。その際、監督・帯同審判員・チーム情報等も、申し込みの際あわせて届け出ること。

(2) 各チームは、事務局が定めた期間に、出場登録選手を変更することができる。変更の際には、登録される選手及び登録が抹消される選手の氏名・背番号を記入した書類、及び追加される選手の電子登録証の写しを事務局まで届け出ること。

なお、社会人チームに登録していた選手を移籍・登録する場合には、登録抹消手続きが完了していることを証明する書類を添付すること。

(3) 大会実施期間中の背番号の変更は、認めない。また、大会期間中、複数の選手が同一の背番号のユニフォームを着用することは、原則、認めない。

## 1 9 パンフレットの作成

エントリー受付の終了次第、事務局は、日程表・登録名簿・北信越大学サッカーリーグ運営要項及び役員名簿を収録した「平成 年度 第 回北信越大学サッカーリーグ パンフレット」を作成し、関係者に送付し

なければならない（北信越協会（3部）・各県協会（5部）・各県審判委員会（10部）・参加チーム（登録選手数））。

## 20 実施委員会

実施委員会は、原則、北信越大学サッカー連盟運営委員会・幹事会と同時に開催する。

## 21 経費負担

(1) 参加各チームは、運営に要する経費を分担する。

(2) グラウンド費用・謝金及びプレーオフ・入替戦にかかる経費は、原則、事務局負担とする。その他の費用は、原則主管県大学サッカー連盟の負担とする。

(3) その他必要な経費は、実施委員会で決定する。

## 22 付則

- (1) 本運営要綱は、昭和48年3月30日より施行する。
- (2) 本運営要綱は、昭和52年4月1日より改正する。
- (3) 本運営要綱は、昭和60年4月1日より改正する。
- (4) 本運営要綱は、昭和63年4月1日より改正する。
- (5) 本運営要綱は、昭和63年8月1日より改正する。
- (6) 本運営要綱は、平成4年4月1日より改正する。
- (7) 本運営要綱は、平成5年4月1日より改正する。
- (8) 本運営要綱は、平成6年5月28日より改正する。
- (9) 本運営要綱は、平成7年8月1日より改正する。
- (10) 本運営要綱は、平成8年1月6日より改正する。
- (11) 本運営要綱は、平成9年8月1日より改正する。
- (12) 本運営要綱は、平成18年8月1日より改正する。
- (13) 本運営要綱は、平成19年8月11日より改正する。
- (14) 本運営要綱は、平成21年4月1日より改正する。
- (15) 本運営要綱は、平成23年4月1日より改正する。
- (16) 本運営要綱は、平成24年4月1日より改正する。
- (17) 本運営要綱は、平成25年4月1日より改正する。
- (18) 本運営要綱は、平成29年4月1日より改正する。
- (19) 本運営要綱は、平成30年4月1日より改正する。

## 別表 1

### マッチコミッショナー及び審判の謝金・旅費

#### (謝金)

- ・マッチコミッショナー謝金 ¥3,500
- ・主審(派遣) ¥5,000
- ・副審(派遣) ¥3,000
- ・第4の審判(派遣) ¥2,000
- ・副審(帯同) ¥1,000
- ・第4の審判(帯同もしくは学生4級) ¥1,000

#### (旅費)

- ・原則、1,000円とする

#### (旅費の特例：派遣審判)

- ・ただし、遠方より会場に派遣されてくる審判については、2,000円を上限として追加することができる。
- ・遠方の定義は、北信越を下図のように分割し、居住地と会場でエリアをまたぐ者とする、なお学連関係者は除く(佐渡からの派遣は適宜対応)
- ・マッチコミッショナーについてもこれに準ずる。

#### (旅費の特例：帯同審判)

- ・帯同審判の旅費は、原則1,000円とするが、同一会場で当該チームが試合を行う場合は支払わない。
- ・また遠方に帯同審判が派遣される場合については、次の通りとする。

隣接エリア ¥3,000 (自家用車で3人乗り合いを原則)

隣接エリアを越える場合 ¥5,000 (自家用車で3人乗り合いを原則)

※なお、各学連で謝金・旅費をこれ以上の額を支払いたいという場合には、主管県の学連の負担(遠征チームに負担をかけない)で金額を追加することができる。

#### <旅費算定の目安となるエリア>

